



社長のための
経営雑学
新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第101号 平成28年1月12日(火)

発行：久保総合会計事務所
〒536-0006
大阪市城東区野江4丁目11番6号
TEL (06) 6930-6388
FAX (06) 6930-6389

民泊ビジネス、旅館業法の運用緩和へ 京王電鉄も参入、東京五輪視野に

2016年も安倍政権の規制緩和政策は一層進むことは確実だ。中でも昨年の流行語にランクインした空き部屋の有料利用の民泊はニュービジネス台頭が明確になってきた。民泊ビジネスは今年から旅館業法の運用緩和で始まる。

政府は「観光立国」を掲げているが、昨年はインバウンド（訪日外国人）の2千万人達成にはわずかに及ばなかった。悩みの種は宿泊施設の整備強化が課題になっていて、5年先の東京五輪ではすでに1万室不足が確実視されている。

昨年後半から政府の国家戦略特区の特例を利した大阪府の「民泊条例可決」を皮切りに、第2号として東京都大田区の条例可決、続いて政府の特区ではないが福岡市も名乗りを上げた。

昨年末には私鉄の京王電鉄が、民泊の予約仲介サイトに出資し、民泊ビジネスに参入すると異業種参入を発表した。同社は、民泊の予約仲介サイト運営会社に10%出資する間接参入だが、今は本格的にノウハウを吸収する段階。

このように民泊ビジネスブームの予感に、民泊関係者はさっそく、民泊許可取得（営業届け出義務化、など）の準備や、その前段階の関係法令の習熟、開業セミナー出席など活動を始めている。建築基準法も関係するだけに法律事務所なども各種相談業務を受け付ける。既存のホテル、旅館も好機ととらえプロの誇りをもって安全と品質を死守したい。